

第1編 刑法総論

第1章 罪刑法定主義

第1節 罪刑法定主義の意義

憲法

31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

罪刑法定主義とは、犯罪と刑罰はあらかじめ成文の法律によって明確に規定されていることを要するという原理をいう。

問1

罪刑法定主義とは、いかなる行為が犯罪となり、それに対してどのような刑が科されるのかということが法律によってあらかじめ定められていなければならないという刑法上の大原則であり、刑法典にも罪刑法定主義を直接規定した条文が存在する。(地上-H24)

× 罪刑法定主義は刑法の大原則であるが、刑法に明文規定は存しない。

第2節 罪刑法定主義の派生原理

1 法律主義（慣習刑法の排除）

法律主義とは、いかなる行為が犯罪で、いかなる刑罰が加えられるか国会の議決で成立する法律で定めなければならないという原則をいう。

2 類推解釈の禁止

刑法上の解釈において、類推解釈は禁止される。

もつとも、被告人に有利な類推解釈は許され、また、拡大解釈は許される。

3 刑罰法規適正の原則

(1) 絶対的不定期刑は禁止される。

ア 刑種及び刑量とともに法定しない場合 ex. 「殺人をした者は刑に処する」

イ 刑種だけを法定し、刑量を法定しない場合 ex. 「殺人をした者は、懲役に処する」

(2) 罪刑均衡の原則

刑罰はその内容と程度が適正でなければならない。

4 刑罰法規不遡及の原則

施行前の行為に対してまで遡って適用することは許されない（憲 39 前段）。

5 明確性の原則

立法者は、刑罰法規をできるだけ具体的にかつ明確に規定しなければならない。

問 2	被告人に不利な方向での類推解釈は、これを認めると、法律において規定されていない事項に刑罰法規を適用することになりその結果、国民にとっての行動の予測可能性を奪うことになるから、罪刑法定主義の要請に反し、許されない。（裁事-H15）	○ 被告人に不利な方向での類推解釈が許されると、刑罰法規がどこまでの範囲をカバーするのかの限界を国民が予測できなくなり行動の自由が脅かされる。そのため、被告人に不利な方向での類推解釈は罪刑法定主義に反するものとして禁止されている。
問 3	憲法 39 条前段は、「何人も実行の時に適法であつた行為……については、刑事上の責任を問はれない」と規定しているが、これは、罪刑法定主義の法規上の根拠とはならない。（裁事-H15）	× 憲法 39 条前段は、遡及処罰の禁止を規定している。同規定は、罪刑法定主義から導かれる派生原則の一つである。すなわち、犯罪と刑罰を法律であらかじめ明確にすることによって国民の行動の自由を保障しようとするのが罪刑法定主義である。そして、行動の自由が保障されるためには、行為時に適法であつた行為については事後的に処罰の対象とされないという保障がなければならない。そのため、憲法 39 条前段は、罪刑法定主義の法規上の根拠になる。